

最終保障供給特例承認申請書

令和 7 年 3 月 27 日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業N発第 1168 号

令和 7 年 3 月 27 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号

四 国 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司

代表取締役社長 社長執行役員 横 井 郁 夫

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により、令和7年3月23日に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、令和7年3月23日に発生した林野火災により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔令和7年3月23日以降、令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕のお客さまとする。）から令和7年9月末日（令和7年3月23日以降、原則として令和8年3月22日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて被災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

- 1 被災されたお客さまの令和7年2月（支払期日が令和7年3月23日以降となるものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（令和6年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。）26（料金の支払義務の発生および支払期日）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、令和7年3月23日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

(1) 割 引 の 対 象

力率割引または割増し後の基本料金とする。ただし、最終保障供給約款 24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

(2) 割 引 率

(3)に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

(3) 割 引 日 数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年9月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年9月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）、17（最終保障電力B）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、令和7年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和7年9月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による電気の供給を必要とする理由

令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により、令和7年3月23日に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内において令和7年3月23日に発生した林野火災により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔令和7年3月23日以降、令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。〕のお客さまといたします。）について、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

以　上